

静態論の再考

長谷川 美千留

目 次

1. はじめに
2. 価値論争から静態論へ
3. 債権者保護と慎重性原則
4. A. Moxter の静態論
5. むすびにかえて

1. はじめに

近年、企業価値や株主資本価値の名の下に、従来の投資家、債権者という利害関係者の区分を不明確にする傾向がみられる。そこでは債権者を投資家(負債投資家)として一元化した、同時に株式の時価総額を重視する。このような風潮の中、利害関係者の中でも、本来的に債権者保護を重視し、債務弁済能力表示を特徴としてきた静的貸借対照表論(以下静態論とする)には、今や歴史的価値しか見出されない場合も多い。静態論の最たる特徴は、後に展開される新静態論ではなく、むしろ旧静態論に見られる。その特徴は、第一に、債権者保護を基調とした商法典の条文解釈の重視、第二に債権者・所有主を会計主体とする思考、第三に時価主義を基礎とした財産評価、第四として、企業の解散前提が挙げられる。一方、新静態論においては、その特徴として、企業それ自体を会計主体とする思考、取得原価主義と継続企業の前提という特徴の変化が見られる。しかしながら、静態論の本質は、旧静態論にあり、企業の解散前提と売却時価評価にある。その意義は、解散状況を仮定した最も厳密な意味での債務弁済能力の表示

である。本稿においては、はじめに、付すべき価値論争と静態論、次に静態論と現行制度との関係性、A. Moxter(以下Moxterとする。)の所説を手がかりとして、その現代における静態論の意義について再検討したい。

2. 価値論争から静態論へ

静態論の特徴⁽¹⁾は、貸借対照表の目的を当該企業の財産または資本の状態表示に置くことにある。静態論は「付すべき価値の論争」、いわゆる価値論争⁽²⁾に端を発する貸借対照表論の展開と、その後の議論と深い関係をもっている。ドイツにおける貸借対照表論は、1857年の普通ドイツ商法典草案において、その条文第28条に示された「価値」が何を示すのか、という議論から展開され、その後、1861年普通ドイツ商法典(Das Allgemeines Deutsches Handelsbuch: ADHGB)第31条に関する、価値論争に発展する。価値論争とは、財産目録・貸借対照表の作成に際し、財産および債権に「付すべき価値」とは、いかなる価値か、をめぐる論争である。この背景には、財産および債権評価をめぐる当時の法的価値観と商人の実務の対立がある。

言い換えるならば、法律家の法解釈と実務上の実行可能性との対立とも言えよう。前者によ

八戸大学ビジネス学部

れば、換金価値(売却価値)、すなわち客観価値が、後者によれば主観的価値(個別価値)が主張されることになるが、その根底には債権者を重視した解散時点(または解散を仮定した)の債務弁済能力を重視するか、実務上不可能に近いそのような前提ではなく、企業の継続を前提とした財産価値の評価を採用するのか、という異なる二つの思考が存在するのである。

第一に、前者においては清算であれ解散であれ、債権者保護を目的とした、債務の返済能力が中心であり、債務返済のための財産評価(返済のための財産の換金価値の評価)が重要となる。ここには、 $A-P=K$ (資産-負債=資本:資本等式)的思考が根底にある。財産の評価に際しては、客観的売却価値による評価⁽³⁾が採用され、最も厳密な債務弁済能力が評価される。しかし、販売目的の資産ではなく、とりわけ固定資産の評価については、企業解散を仮定した換金価値は著しい評価損を生じさせる結果となり、「結局、捨て値同然の低価値を付すること(岩田[1956]239頁)」に他ならず⁽⁴⁾「その結果生じる損失をいかに処理するのか(岩田[1956]239頁)」という決定的な問題に突き当たる。このような評価の枠組みは、固定資産に対し客観的売却価値による評価を強いることになり、膨大な評価損を生み出す。当時、継続企業前提が一般的ではないとしても、現実には継続している企業に、解散仮定を突き付けることにより、かえって実態を表示しないという逆説的な結果を導くのである。こうして、客観的売却価値は、そのフィクションとしての解散⁽⁵⁾という限界に直面するのである。ここで重要なのは、この問題が歴史的な問題では決してなく、時価評価が本質として備えている問題であるという点である。

1873年12月3日の帝国高等商事裁判所判決においては、客観的真實に一致した財産状態、恣意性や主観性、思惑を排除した評価が、貸借対照表上求められることになる。そして、市場価額を有するものについては市場価額で、またそ

れ以外についても客観価値が求められる。そして、解散か継続かという企業の前提については、瞬間的な換金という思考を理念としながらも、営業の継続を意図することが明示されるのである⁽⁶⁾。財産評価において、一元的な客観的売却時価を重視してきた旧静態論は、結局、のちに二元的な主観価値説⁽⁷⁾に到達する。その後、「新静態論的価値概念の変遷は、販売価値説のはじめから幾度となく展開を繰り返しつつ、名目価値へ帰着したのである。(岩田[1956]234頁)」この名目価値説とは、「すくなくとも原則的には純然たる原価主義(岩田[1956]234頁)」であり、新静態論においては、債権者保護目的を基調としながらも、継続企業の前提と原価主義、企業を会計主体とするという枠組みの中で、静態論の本質的な特徴を失っていく。

第二に、後者の継続企業を前提とする思考は、その後、H.V. Simon(以下、Simonとする。)によって展開される思考、すなわち継続静態論である。「法律そして法学における当時の支配的見解は、Simonによれば、商人の実務に矛盾していたのであり、商人は、財産の目下の価値を測定しようとするが、その際に彼ら商人は個人的な資産を問題としている(Moxter[1984]S.15)」のである。Simonは、利害関係者として債権者ではなく、むしろ所有主にとっての純財産の表示に重点を置く。この視点は、債権者の視点ではなく商人自身の財産という視点からみたものである。ここでは、所有主(商人)にとっての、ある一定時点における純財産の状態表示が重要となる。そしてSimonは、継続企業を前提としたうえで、財産評価に際し、売却目的の財産に対しては売却時価、使用目的の財産に対しては所有主の主観価値のというように、保有目的別の二元的な評価を行う。ここに、保有資産の一元的評価を採用する販売価値説との大きな違いがある。Simonの静態論について、Moxterは以下のように特徴付けている。「Simonが説いていたのは、継続静態論である。Simonの考えでは、解散静態論者の測定しているのは単

に債権者の差押え財産であり、解散財産が示しているのは、破産状況下での債権者の請求に対する補償のために自由になる金額にすぎない。(中略) Simon によれば年度の貸借対照表作成に際し、商人が関心を持つのは、破産状況に関連付けられた債権者の財産額ではなく企業の債権者による差押え財産でもない。商人は、むしろ商人自身に結びついた企業の財産額、である。つまり毎年の貸借対照表作成に際しての、債権者財産ではなく、商人の財産である。よって、企業の破産というフィクションによるのではなく、企業継続を現実を受け入れて、それに基づいた財産測定がなされねばならないのである。(Moxter [1984] S. 6)』

そして、この Simon が主張するような企業の継続を前提とした財産評価が、債務弁済能力という意味での「実質的財産 (Effektivevermögen)」を示すのか、という疑問点は、後に Moxter によって展開される、継続静態論に対する批判の論点となる。これについて Moxter は、以下のように述べる。「財産とは静態的視点から見れば、継続財産とは考えられない。(Moxter [1980] P. 346)」解散企業を前提とした債務弁済能力評価の重視という思考は、初期の静態論の大きな特徴であるが、企業の継続を前提とし、静態論的思考を展開する中でも、以下のいくつかの問題⁽⁸⁾を解決せねばならない。第一に、現行のように企業の継続を前提とする中で、厳密な債務弁済能力をいかに測定するのかという問題である。このためには、まず厳密な継続企業か否かの判定が重要である。第二に、解散という仮想によるパラドックス、つまり、債権者保護のため、解散仮定による厳密な評価が、却って実体と乖離した莫大な評価損を生み出すという問題である。これについては継続企業においては資産分類に基づく二元的評価、補助情報としての解散時を仮定した厳密な債務弁済能力の提示が有効である。第三として、保守的な会計の枠組みを保持してきたドイツにおいても、近年の GoR に見受けられるように、意思決定

有用性を重視する会計が導入されつつあるという問題である。これはドイツ会計の保守構造の要ともいえる慎重性原則を、情報原則としての位置づける点にも現れている。また利害関係者の側面から見ても、本来、英米的な会計枠組みにおいては債権者保護という思考は薄く、むしろ投資家意思決定にとっての有用性を重視している。そこでは、債権者について特別視することなく、会計情報に基づく意思決定者という側面から一元的に把握している。このような枠組みの変化が、どこまで制度上浸透していくかは、債権者保護のあり方のみならず、債権者という利害関係者の枠組みそれ自体にも影響を与えるのである。そこには、静態論的思考が意思決定に有用な情報としての会計となじむのか、という問題がある。債権者のための時価情報と投資家のための時価情報に共通性、また、英米系の国における静態論的思考がどのように位置づけられているのか検討する必要がある。

3. 債権者保護と慎重性原則

静態論的思考の重要な要素のひとつである債権者保護について、現行制度の中から見ていきたい。ドイツにおける債権者保護思考は、慎重性の原則もしくは用心の原則 (Vorsichtprinzip)、すなわち実現原則 (不均等原則) による保守主義的な計算構造によって体现されてきた⁽⁹⁾。このようなドイツ商法典における債権者保護思考について、Krog は、会計制度、会計政策の国際比較という視点から、「債権者保護思考から導かれるものといえば、それはすなわち慎重性原則である。また、この慎重性原則の内容は、実現イコール不均等原則であると定義され、これはドイツ商法典における決定的な原則である。Krog ([1998] S. 27)」と述べている。

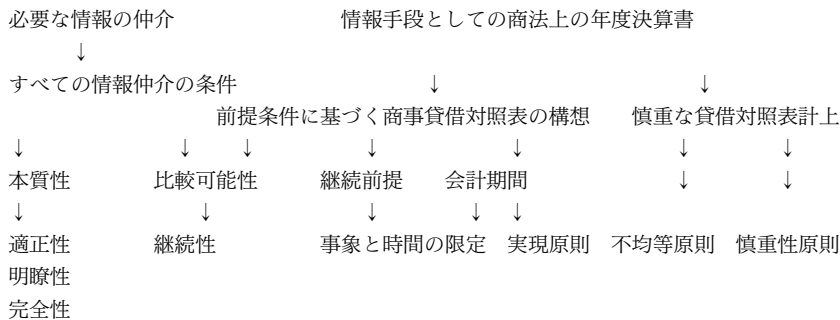
実現原則と慎重性の原則の関係について、Moxter は、「利益と利益への要求は利益の実現と結び付けられ、このことは貸借対照表法的な慎重性原則に適應するものである。実現原則に

よって考えられることは、決算日における目下の財産対象物の価値増加あるいは負債の価値減少というものが、不確実になりうるということである。これは、価値というものは、将来的に反転する危険を持っているという意味である。それゆえ、実現原則は、慎重性原則を形成する典型的なものである (Moxter [2003] S. 4)。つまり、一定時点における価値というものの不確実性から、慎重性が重視され、それを具体化するツールとして実現原則があると把握されている。価値の持つ不確実性をできるだけ排除するのである。

不均等原則は、未実現の利益と未実現損失を不均等に扱う、すなわち「未実現損失は計上すれども未実現の利益は計上せず」との内容を持つ原則である。この原則はGoBのひとつであり、ドイツ商法典252条第1項4号においても「決算日にいたるまでに発生した予測されるリスクおよび損失は、たとえそれらのリスクおよび損失が決算日と年度決算書の作成日との間にはじめて知りえたとしても、すべて考慮されなければならない。利益はそれが決算日において実現されたものとなっている場合にのみ考慮されなければならない。(宮上・フレリックス [1993] 35頁)」と条文化されている⁽¹⁰⁾。

債権者保護の体现が、慎重性原則、具体的には不均等原則だとすれば、債務弁済能力測定の

ための厳密な財産評価という視点との関係はいかなるものであろうか。下記の慎重性原則に関する概念図を見ると、あくまで「慎重な貸借対照表計上」が上位概念となっている。「慎重な貸借対照表計上」のために、慎重性原則が存在し、より具体的なものとして、慎重な収益・費用の計上、不均等原則に重点がおかれていることになる。いずれが上位概念になるか、という点は静的思考が強く現れるか否かという問題でもある。慎重性原則と不均等原則を過度に重視することは、結果として「利益と財産に関する過小評価 (Krog [1998] S. 28)」につながる。「債権者保護思考と慎重原則を基礎として秘密積立金を設定すると同時に、それを取り崩すことによって企業活動の推移・動向を歪曲するといわれるドイツの企業会計制度のあり方 (鈴木 [2000] 90頁)」は、保守的思考の問題点として繰り返し取り上げられてきた。そして、この財産に関する過小評価は、本質的には、債務弁済能力としての財産、という静態的な財産概念に依拠していると言える。つまり、債権者保護という原則はそもそも「債務弁済能力の決定として適切な財産報告という静態論的思考に根ざしたもの (Krog [1998] S. 25)」である。現行制度においては、下位概念である慎重な収益・費用計上、ならびに損益計算に支えられ達成される。また、収益・費用の計上のみならず、貸借



出所 Auer, K.V. [2003] IAS/IFRS Kompakt Vergleich IAS/IFRS-HGB Analyse, Beispiele S. 65

図1 Auerによる慎重性原則の位置づけ

対照表計上そのものを考えてみても、財産対象物⁽¹¹⁾、計算限定項目といったように、資産を把握し、財産対象物は、あくまで独立取引可能性を要件とするような思考は、財産を債務弁済能力という視点から限定するものである。よって、このような貸借対照表における資産の認識もまた、債権者保護思考の具体化であるといえる。

4. A. Moxter の静態論

前章のように慎重性原則・不均等原則によって具体化される債権者保護は、ドイツ会計における古典的な、そして特徴的な思考といえる。Moxter は、この債権者保護を重視し、その静態論解釈においては、旧静態論・新静態論という対比より、その特徴の一要素である解散か継続かという企業前提の相違に重点を置く。そして、Simon によって展開される継続静態論を検討し、解散静態論を評価する⁽¹²⁾。Moxter は、企業の解散前提に基づく解散静態論のほうが、より当該企業の債務弁済能力を示すのに適していると考え、この思考が Simon の批判的検討の出発点となるのである。主観価値から分かるように、Simon の主張するのは商人にとっての価値であり、債権者の視点での財産価値ではない。Moxter は、基本的にその主張を展開する上で、Simon の主観的価値と継続前提を「実質的財産」測定という視点から、批判的に考察するのである。

Simon に欠如しているのは、貸借対照表上の継続財産の測定に際し、企業全体の潜在的価額としての継続財産をいかに理解するのかという点だと Moxter は考える。「Simon が測定するのは収益価値という意味での継続財産ではない (Moxter [1984] S. 25)」のである。しかし、これについて、実質的財産と帳簿財産が異なる概念であることを示した上で、「実質的財産(企業全体の潜在的価格)の測定は、貸借対照表法的な財産貸借対照表においては、実現不可能である (Moxter [1984] S. 159)」と結論付けてしま

う。つまり、実質的財産とは、企業の破産(解散)状況において、算定される企業全体の価値であり、継続を前提とした貸借対照表において、それはあくまでフィクションであり、実際把握することは不可能であると考えてるのである。このような考えは、かつて旧静態論が、一元的な売却価値による財産評価に際して、直面した問題と類似している。フィクションとしての解散から導かれる厳密な(著しく低いという意味での)財産評価と客観性の対立である。

Simon は、債権者にとっての財産ではなく、商人にとっての財産を主張するが、Moxter は解散静態論が「貸借対照表上の財産を債権者による差し押さえ財産 (Moxter [1984] S. 7)」としている点を評価するのである。「解散静態論は、破産防止を目的とし債権者の資産(解散資産)および解散債務の関係を貸借対照表上示すものである。そして、解散静態論においては、(企業の)解散状態の仮定において、所与となる債務弁済能力が認識されなければならない (Moxter [1984] s. 27)」のである。Moxter の Simon に代表される継続静態論に対する批判の根拠が、債権者保護と解散前提の主張、そして、破産防止から導かれることが確認できる。

しかし、この債権者保護、破産防止目的という点に対し、Oberbrinkmann は以下のように述べる。「Moxter は、会計制度の破産思考から、立法者によって意図された債権者保護を推論する。証拠目的に沿って、商人は貸借対照表を通じ、その債務弁済能力を情報提示するべきである。これら商人によって考慮される貸借対照表任務は、債権者保護と直接的な手段一目的関係にあるのである。(中略)歴史的分析が示すように、貸借対照表法にとって決定的な意味を持つドイツ普通商法典 (ADHGB) の立法に際して、破産法 (KO) に含まれるような原則は、その時点では、まだ立法機関によっては、示されていない⁽¹³⁾。(Oberbrinkmann[1990]SS. 222-223)」第一に Moxter は、破産防止を立法者の債権者保護思考の証と考えるが、1877 年まで破産法は

制度化されていないという問題、第二に貸借対照表の任務と債権者保護の結びつきが、立法に意図されているかという点が提示されている。破産法については、ローマ時代にすでにそれに類する手続が存在していた。そして、より明確な形で制度化されたのが中世イタリアである。「商人仲間の懲戒的色彩が強かった(青山[2000] 24頁)」このイタリア法の流れをドイツ法は受け継いでいるが、商人破産主義・懲戒主義とは異なり、一般破産主義を採っている。Oberbrinkmannは立法の有無という視点からMoxterの推論を批判するが、1861年当時、ドイツに破産法が成立する1877年まで、破産法的思考が全く存在しなかったとは言いがたい。ドイツに破産法が制度化されて後、その発展の中でローマ法、イタリア法の流れを汲む商人破産主義、懲罰主義的思考から乖離していったと考え、むしろ立法化されない時点においては、そのドイツ法の破産法における独自性は展開しえず、イタリア法的な商人を懲罰する思考が一般的に存在していたのではないかと仮にそのような考えを基礎とすると、債権者保護は、破産防止を目的とした商人の習慣として機能したと考えられるのである。

また、貸借対照表の任務は、債務弁済能力のみを示すことではない。成果計算という貸借対照表目的は、副次的目的であるとはいえ、成果計算が当初のMoxterの理論においてはかなり軽視されている。これについて、のちにMoxter自身も、「債務弁済能力としての財産評価から、成果確定である分配可能利益へと貸借対照表の主目的を移していく(林[1992] 878頁)」ことになるのである。Moxterが展開しようとする現代的静態論は、解散静態論をひとつの理想とする。しかし、現行の継続前提を考慮すると、現実にはそぐわない。解散前提は本質的には望ましいが、現実には継続企業が前提となっているため、実際には行わない解散を仮定する売却時価による評価は、かえって客観性に劣るというコンフリクトに陥るからである。解散を前提と

した、売却価値による評価は、債務弁済能力を最も厳密に写すように考えられる。しかし、Moxterは「客観性」を重視することから、すなわち仮定としての解散前提、つまり「売却を仮定すること」により生じる、恣意性を排除しようと試みるのである。「客観性は、貸借対照表評価をも必要とする。つまり、企業の解散に際して、予測される個別売却価格は、ほとんどの貸借対照表上の項目において非常に主観的な確信(sehr subjektiven Überzeugungen)によって決定されるのである(Moxter [1984] S.96)」という記述からも、企業解散予測に基づく財産評価が非常に主観的になりやすく、客観性が損なわれることが示されている。絶対的な真実の財産評価を求めることがかえって、恣意的な財産測定を導くことを危惧し、客観性の高い、債権者に有効な情報としての財産評価を求めていく。継続を前提とした貸借対照表においては、客観性を強化することにより、解散や売却を仮定した恣意的の高い財産評価より、債権者にとって有効な情報が提供できるということになる。

このような継続企業を前提とする上で生じる問題について、慎重な配当可能利益によって解決を試みる。そして、このような計算は、具体的には、「慎重性」と「客観性」が重視される厳密な財産測定によって達成される。ここで気づくのは、この継続と解散に関するコンフリクトが、貸借対照表の任務に影響しているという点である。Moxterは、このコンフリクトを解決するために、貸借対照表の任務を、慎重な利益計算のための財産計算へと転換させていく。つまり、貸借対照表の任務が財産計算から利益計算に転換してしまうのである。「慎重な利益測定を指向する配当規制の目的適合性は、資本会社に関する法においては、議論の余地のある問題である。つまり、乱用の可能性が危惧されるからだ。(配当削減や実際に獲得した利益についての誤った情報提供という問題である)。配当規制の正当性については、すでに利益測定の時ばかりでなく、配当自体を決定する際にも考慮されね

ばならない (Moxter [2003] S.4)。慎重性の乱用による客観性の低下を十分に考慮しつつ、慎重な利益の測定という視点から、継続を前提とした上での、債権者保護を達成しようと試みるのである。

5. むすびにかえて

1861年ドイツ普通商法典 (ADHGB) をひとつの始点として、ドイツ会計は発展を遂げてきた。成文法の体系下で、保守的な債権者保護思考、そして学説や判例の重視、GoBの遵守といった枠組みを構成してきた⁽¹⁴⁾。しかし、ドイツ会計の方向性は、その特色を弱め、IAS/US-GAAP 準拠の方向へと向かっている。各国の背景や歴史的展開を反映してきた各々の国の会計制度・基準は、今やコンバージェンスの名の下に一つの方角へ収束しつつある。このような状況でなお、歴史的な意味を持つ学説や理論、債権者保護や慎重性を中心とする思考の考察、検討から持論を展開することに Moxter の学説の意味がある。また、静態論という非常に保守的な思考を展開してきた Moxter が、自国の会計制度の劇的な変化を、今後いかに理論付けていくのか。そこにドイツ会計の転換に対する一つの重要な視点がある。Moxter は、静態論を旧静態論、新静態論という分類するのではなく、むしろ企業の解散前提、継続前提の違いを中心として議論を展開する。企業の解散、継続という前提は、資産評価やその概念そのものに影響する根本的な問題である。彼は、ドイツの古典的な債権者保護思考を重視し、解散前提を理想としながらも、実際の制度に鑑み継続前提への転換を図る。その中で、いかにして債務弁済能力として有効な真実の財産を示すのか、という問題が生じる。そこでは客観性という概念が重視されているが、結果として、継続を前提とした貸借対照表において、「実質的財産」の測定を放棄し、厳密な分配可能利益計算によって、債権者保護を達成しようとするのである。

近年、不況の最中、当然のものとされてきた継続企業の前提が、にわかには崩れるような事態も多々生じた。企業の実態を開示する上で重要なのは、一つは解散企業が継続企業かという前提の厳密な判定である。そして、継続企業についても、資産の分類に基づく二元的評価、補助情報としての厳密な債務弁済能力評価であると考ええる。また、投資家重視という思考が蔓延する中で、軽視されがちな他の利害関係者、とりわけ債権者保護に目を向けるという視点が重要であると考ええる。そしてこの利害関係者の区分問題は、近年の資金調達構造の複雑化による貸借対照表の貸方の区分の問題とも深く関係している。債権者保護から主張される客観的売却価値であれ、投資家保護の視点から主張される時価であれ、それがフィクションとしての時価であるなら、そこには同じ問題が存在する。すなわち実態を求めると、却って実態から乖離するという時価のパラドックスである。

注 記

- (1) 五十嵐教授は、旧静態論の特徴について① 法文解釈的傾向、② 債権者もしくはは所有主が会計主体として重視される点、③ 資本等式に立脚した静態観、④ 客観的時価売却説、主観的個人価値説・営業価値説などの価値論的アプローチを前提とした時価主義を指摘されている。(五十嵐 [1993] 247 頁) を参照のこと。
- (2) 価値論争については、以下の文献に詳しい。土方久稿「貸借対照表評価の価額問題—価値論争の経緯—」『西南学院大学商学論集』第44巻1.2. 1997年12月 土方久稿「貸借対照表評価の価額問題 (II)—価値論争の経緯—」『西南学院大学商学論集』第45巻1号 1998年6月。価値論争のきっかけとなった、「付すべき価値」という表現が採用された背景として安藤教授は以下のように示されている。「プロシア政府は編纂委員会を通じてひそかに時価主義評価

規定の骨抜きを画策したのである。(中略)売却時価が概念の上でより明確である「真実価値」を採らずに「有する価値」を用いたことがその一つであり、第2次修正草案において、「有する価値」を突如「付すべき価値」に変えたことがその二つである。(安藤 [1997] 80-81 頁) 普通ドイツ商法典制定の経緯と、付すべき価値の表現をめぐる問題について、安藤 [1997] 68-93 頁に詳しい。

- (3) 販売価値説の特徴として、岩田教授は ① 債権者利益の保護 ② 企業解散の仮定 ③ 評価基準の単一性 ④ 価値の客観性の四点を指摘されている。岩田 [1956] 238 頁を参照のこと。
- (4) これと同様の問題点を、Moxter も指摘している。「静態的貸借対照表把握には、バリエーションがある。解散静態論は、企業の解散という想定 (Fikton) のもとで財産測定を行おうとしているのである。これに対して継続静態論は、企業の継続を受け入れて財産測定を行うのである。(Moxter [1984] S.6)」
- (5) フィクションとしての解散については、Moxter [1984] S.6 参照のこと。
- (6) 帝国高等商事裁判所 1873 年 12 月 3 日判決「貸借対照表が実際の財産状態の客観的な真実に一致すべきであるので、貸借対照表に基準として決定される現在の価値としては、通常、恣意的主観的判断または純然たる思惑のみ帰省する評価に対立する一般的な取引価値が理解されるべきである。その結果、市場価額または相場価格を有する財産部分である資産項目または負債項目は、通常これによって明白になる価値で貸借対照表に収録されなければならない。これに対して、市場価格または相場価格を有しない財産部分には、これ以外の方法に基づき現在の客観価値を決定しなければならない。この一般的な法理から離れるようなことは商法といえども、規定してはいない。(中略)貸借対照表は、実際にすべての資産項目および負債項目についても、犠牲的、瞬間的、一般的な換金化

の理念を基礎にする。それにしても現実に清算が意図されるのではなく、むしろそれどころか、営業の継続が意図されて、個々の価値を決定する場合に清算が個々の価値に及ぼすであろう影響は考慮しないでおかれるべきであることから出発されねばならない。(土方 [1997] 69 頁) 土方教授は、ライヒ上級商事裁判所と訳出されている。また、この条文自体が矛盾をはらんでいるという指摘もある。この点については、土方久 [1997] 70 頁参照のこと。

- (7) 販売価値説から名目価値説への経緯については、岩田 [1956] 234-236 頁を参照のこと。
- (8) 静態論に関わる他の問題として、財産目録との相関性がある。ドイツにおいては、開業時ならびに営業年度末の財産目録作成について、商法典第 240 条第 1 項に「すべての商人は、自己の営業の開始にあたって、自己の不動産、自己の債権および負債、自己の現金の額ならびに自己のその財産対象物につき、正確に目録を作成しなければならない」と規定されている。また、商法典第 240 条第 2 項においては「商人はすべての営業年度の終了時において、上記のような財産目録を作成しなければならない。営業年度の期間は 12 ヶ月を超えてはならない。財産目録の作成は、正規の会計処理に合致する期間以内において、行わなければならない」としている。ここでの財産目録は、損益計算のベースではなく会計帳簿の一つという位置づけにある。周知のように、わが国の商法(会社法)においては、昭和 49 年商法改正を契機に、開業時ならびに決算時の財産目録作成は行われぬ。財産目録はあくまで、財産の一覧であり、とりわけ株式会社の損益計算のベースにはなりえない。清算時や財産保全を目的とする組織にとって意義を持つものである。言い換えれば、貸借対照表を複式簿記システムの外に置き、これを財産目録と結びつけ、財産目録に依存した損益計算を行うよ

うな、初期の静態論的なシステムは、現在どのような意義を持つのかという問題がある。例えば、初期の静的貸借対照表観の代表的存在として挙げられる、Schär 学説においては、貸借対照表は簿記から導かれるものではなく、財産目録に結びつくものとされ、損益計算が財産目録に依存するという、財産目録中心の展開を主張している。かつて、Schär は Istbestand と Sollbestand の関係を前提とした、すなわち財産目録における Istbestand を必須とした損益計算を主張した。この当時、旧静態論的思考と財産目録、貸借対照表、損益計算の関係は、以下のような特徴をもって展開されている。

- ① 債権者保護とそのための財産表示の重要性
- ② ① を重視した法解釈・理論の展開
- ③ 財産目録と結びついた貸借対照表
- ④ 財産目録・貸借対照表に依存した損益計算

一方、財産目録について、記録手段 (Dokumentationsinstrumente) のひとつと把握するのは Moxter である。Moxter は、第一の記録手段として簿記記録、第二は財産目録、第三は貸借対照表であると述べ、特に財産目録と貸借対照表の相違点として、個別表示 (Einzeldarstellung) か包括把握 (Zusammengefaßter) かという点を挙げている。Moxter は、この財産目録と貸借対照表の関係について、資料整備 (Documentation) という貸借対照表の任務から以下のように考察する。

- ① 財産対象物と負債に関する資料整備は、財産対象物と負債における Istbestand と Sollbestand を対比できるようにするためのものである。
- ② 資料整備手段は、継続的な帳簿記録、つまり財産目録と貸借対照表である。
- ③ 毎年財産目録と貸借対照表において、財産対象物と負債について更新された資料整備がなされる。
- ④ 財産目録は貸借対照表と異なり、個々の財産対象物と負債についての特定

を可能にする。

- ⑤ 資料整備は、債権者保護と企業保護に役立つ。つまり横領を困難にする。

(Moxter [1984] S. 83)

第一に、Moxter は、貸借対照表と財産目録の相違として、財産目録の個別把握・認識を指摘する。ここでは、貸借対照表と財産目録は補完的なものであり、Schär のような「財産目録の変形」としての貸借対照表という思考はない。第二に、資料整備という手段を支えるものとして、帳簿記録、財産目録・貸借対照表を挙げている。そして、Istbestand と Sollbestand の対比は、損益計算と結び付けられるわけではない。この財産目録、貸借対照表、簿記の関連性について、Oberbrinkmann は、Moxter に対して以下のような批判を展開している。「簿記システム、そして単式簿記に際しては財産目録から、複式簿記に際しては、簿記記録からそれぞれ異なる貸借対照表の展開がなされることを無視している。また、簿記システムと結びついた、(単式簿記は販売価値、複式簿記は取得原価といった) それぞれの貸借対照表思考は、全く考慮されていない。(Oberbrinkmann[1990] P. 222)。」Oberbrinkmann は、単式簿記—財産目録—売却時価ならびに、複式簿記—貸借対照表—取得原価という枠組みを主張する。)しかし、複式簿記と財産目録が結びつきうるし、また複式簿記が売却時価を排除するということにはならないのではないか。重要なのは貸借対照表の位置づけである。貸借対照表に財産目録との同質性を見るか否かである。財産目録と静態論の関係性については、五十嵐 [2002a] [2002b] [2002c] に詳しい。

- (9) ドイツ会計の IAS 適用の過程において、従来の保守的構造は急速に変化している。特に近年 DSR によって公表された「概念フレームワーク」, 「GoR (Grundsätze ordnungsmäßiger Rechnungslegung): 正規の会計の諸原則」の導入により、慎重性原則の位置づけは、この概念フレームワークにおいては、情報原則としての位置

づけがなされている。この概念フレームワークにおける慎重性原則の位置づけについて、佐藤誠二教授は「ドイツ会計基本の特徴を示していた債権者保護に根ざした保守主義の原則である慎重原則が利益確定原則ではなくして、情報原則として掲げられた点である（佐藤 [2005] 236 頁）」と指摘されている。

- (10) 商法典第252条第1項4号においては、決算日時点での収益実現を規定し、いわゆる未実現利益計上の禁止を規定している。しかし、概念フレームワークによれば、発生の蓋然性と測定信頼性を条件とし、実現可能性が導入される。この議論の詳細については、佐藤誠二稿「ドイツ会計基準(DRS)における会計認識領域拡大」加藤盛弘編著『現代会計の認識拡大』を参照のこと。
- (11) 概念フレームワークに見られるような「将来の経済的便益」を中心とする資産概念においては、「財産価値＝資産/Vermögenswert（木下 [2005] 12 頁）」が採用されている。この詳細については、木下勝一稿「現代会計と会計認識の拡大」加藤盛弘編著『現代会計の認識拡大』を参照のこと。
- (12) 「継続静態論の枠組みにおいて、また継続企業の貸借対照表上の決定に際して、以下の重大な問題に直面する。収益の構成要素とそれに伴う積極側項目を具体化するという問題である。解散静態論においては、このような積極側項目の具体化は明白で容易である。(Moxter [1984] S.7)」しかし、継続財産の構成要素を分解するには、二つの問題があると Moxter は、指摘する。それは、ある対象について、それが収益にプラスに作用しているのかマイナスに作用しているのか、ある対象を積極側計上すべきか、消極側計上すべきかという問題である。継続財産について、Moxter は、「継続財産は収益価値に結びつく。潜在的な企業全体の価値である。財産対象物は、根本的には期待収益額すべてである。(Moxter [1984] S.11)」としている。
- (13) 法に依拠することは出来ないとしても、当

時、債権者保護目的の根底には、破産防止という思考が無かったとは言いがたい。この Oberbrinkmann の指摘については、林良治著 [1994] 141 頁に詳しい。

- (14) しかし、この20年程は、会計基準の国際的調和化の名の下に、IAS/US-GAAP 準拠の方向へと大きな転換を迫られている。本稿においては、このドイツ会計、とりわけ資本市場指向の国際的企業の連結財務諸表における IAS/US-GAAP 準拠の問題、ドイツ版概念フレームワーク、DRSC の設立や EC 内における 2005 年問題等の詳細については、論点が拡散することから、触れていない点を特に記しておきたい。非常に限定的な枠組みの中での議論である。

参考文献

- 青山善充・伊藤 眞・井上治典・福永有利著 [2000]『破産法概説—新版増補版—』有斐閣
- 安藤英義 [1997]『新版 商法会計制度論』白桃書房
- 安藤英義 [1999]「株式会社の債務超過の判定問題—清算ベースとゴーイング・コンサーン・ベース」『会計』第155巻第5号1999年5月
- 五十嵐邦正 [1989]『静的貸借対照表論』森山書店
- 五十嵐邦正 [1993]『静的貸借対照表論の展開』森山書店
- 五十嵐邦正 [1995]『静的貸借対照表論の研究』森山書店
- 五十嵐邦正 [2000]「実現原則と静的会計論」『会計』第155巻第1号2000年1月
- 五十嵐邦正 [2000]「ドイツ債権保護思考のあり方をめぐって」『商学集志』第69巻第2号2000年9月
- 五十嵐邦正 [2002a]「財産目録論の役割」『商学集志』第71巻第2号2002年11月
- 五十嵐邦正 [2002b]「財産目録観の類型」『会計』第160巻第9号2002年9月
- 五十嵐邦正 [2002c]『現代財産目録論』森山書店
- 五十嵐邦正 [2004]「ドイツ会計制度の検討」『商学集志』第73巻第3・4号2004年3月
- 岩田 巖 [1956]『利潤計算原理』同文館

- 加藤盛弘 [2005] 「現代会計と会計認識領域の拡大」『現代会計の認識拡大』森山書店
- 佐藤博明 [2005] 「ドイツ商法会計における機能領域の拡大—EU 会計指令現代化への対応」加藤盛弘編著『現代会計の認識拡大』第 14 章
- 高木泰典 [2000] 『日本動態論形成史』税務経理協会
- 鈴木義夫 [2000] 『ドイツ会計制度改革論』森山書店
- 林 良治 [1994] 『ドイツ会計思想史研究—ドイツ企業会計と会計学者』同文館
- 土方 久 [1997] 「貸借対照表評価の価額問題—価値論争の経緯—」『西南学院大学商学論集』第 44 巻 1. 2. 1997 年 12 月
- 土方 久 [1998] 「貸借対照表評価の価額問題 (II)—価値論争の経緯—」『西南学院大学商学論集』第 45 巻 1 号 1998 年 6 月
- 松本 剛 [1990] 『ドイツ商法会計用語辞典』森山書店
- 宮上一男・W フレーリックス [1993] 『現代ドイツ商法典—第 2 版—』森山書店
- 森美智代 [1997] 『貸借対照表能力論の展開—ドイツ会計制度と会計の国際的調和化との関連において』
- 渡邊 泉 [2006] 「歴史から見た二つの会計観」『会計』第 169 巻第 1 号 森山書店
- 渡邊陽一 [1984] 『貸借対照表論』森山書店
- Auer, K.V. [2003] “IAS・IFRS Kompakt Vergleich IAS/HGB Analyse, Beispiele”
- Krog, M. [1998] “Rechnungslegungspolitik im internationalen Vergleich” Hamburg
- Lück, W [1998] “Lexikon der Rechnungslegungs und Abschlußprüfung. Vierte Auflage” München
- Moxter. A. [1980] “Ist bei drohendem Unternehmenszusammenbruch das bilanzrechtliche Prinzip der Unternehmensfortführung aufzugeben?” *Wbg.* Heft. 13
- Moxter. A. [1984] “Bilanzlehre. Band 1. 2” Wiesbaden
- Moxter. A. [1985] “Zum neuen Bilanzrechtentwurf” *BB.* Heft 17.20.6
- Moxter. A. [1993] “Bilanzrechtssprechung 3. Auflage.” Tübingen
- Moxter. A. [1999] “Bilanzrechtssprechung 5. Auflage.” Tübingen
- Moxter. A. [2003] “Grundsätze ordnungsgemäßer Rechnungslegung.” Düsseldorf
- Oberbrinkmann. F. [1990] “Statische und dynamische Interpretation der Handelsbilanz” Düsseldorf
- 拙稿 [1997] 「A. Moxter の実現原則をめぐって—ドイツにおける実現原則に関する一考察」『明治大学大学院商学研究論集』第 6 号 1997 年 2 月
- 拙稿 [1997] 「静態論に関する一考察—A. Moxter の貸借対照表論を中心として」『明治大学大学院商学研究論集』第 7 号 1997 年 9 月
- 拙稿 [1998] 「財産対象物と積極側計算限定項目について」『明治大学大学院商学研究論集』第 8 号 1998 年 2 月
- 拙稿 [1998] 「A. Moxter の利益概念に関する一考察」『明治大学大学院商学研究論集』第 9 号 1998 年 9 月
- 拙稿 [2007] 「ドイツにおける資産概念」『会計理論学会年報 No. 21』2007 年 10 月
- 拙稿 [2007] 「Schär 学説に関する一考察」『八戸大学紀要第 35 号』2007 年 12 月